サテライト型住居の利用対象者像について

○ サテライト型住居の利用対象者については、グループホームの支給決定を受けた者のうち、特に早期に単身等での生活が可能であると認められる者を基本とすることが考えられるが、どうか。

○ この場合、地域で単身生活をしたいという明確な目的意識を持った障害者の利用期間の長期化を回避する観点から、**一定の利用期限を設けて、効果的・効率的な支援を行うことが必要**と考えるが、どうか。

○ また、例えば、グループホームの支援が不要になっても、利用者がそのまま住み慣れた住居に住み続けられるようにするなど利用期限到来時に機械的に追い出されることのないような配慮が必要と考えるが、どうか。

（参考） 円滑な単身生活へ移行するための対応策のイメージ

《サービス提供の終了とともに住宅の利用契約を個人契約に切り替えるモデル》

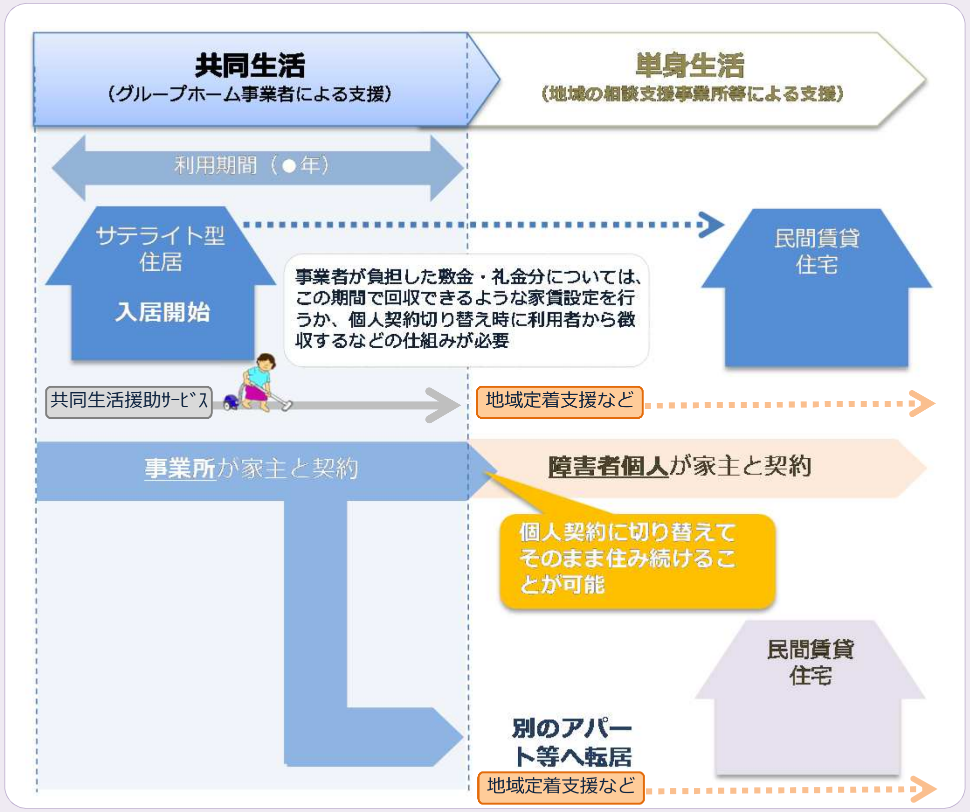

《住宅の利用契約はそのままにサービス提供のみ終了するモデル》

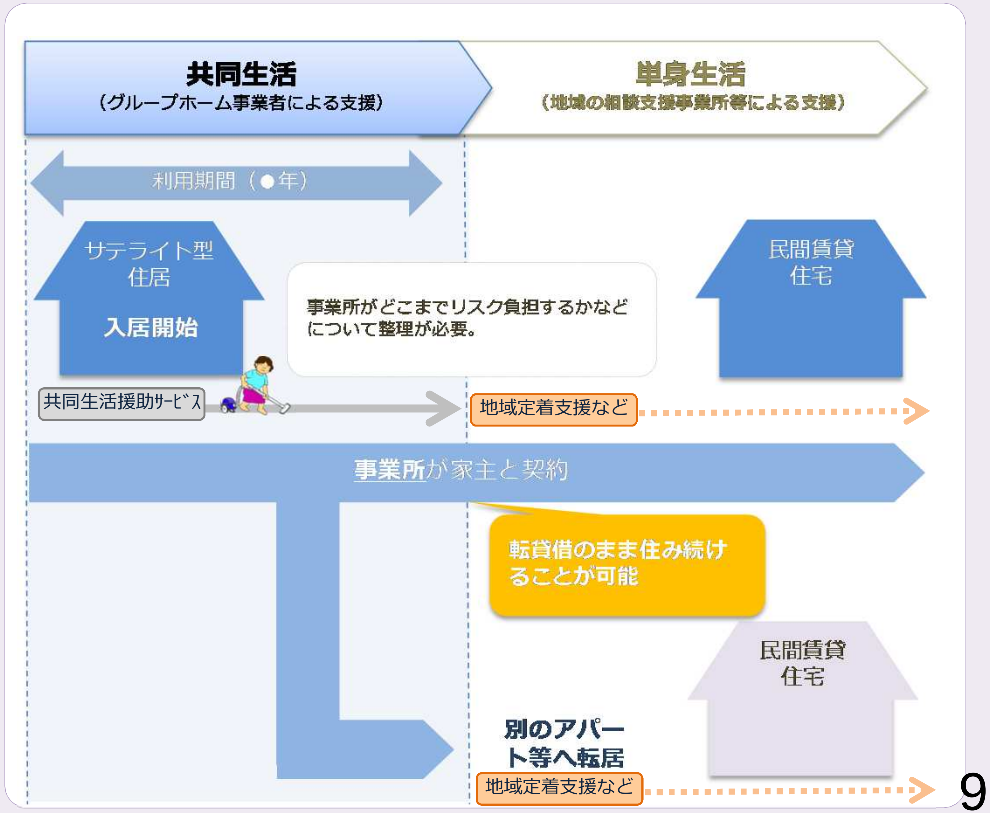

サテライト型住居の設備・運営基準に関する論点

（１）設備基準に関する論点

○　サテライト型住居を設置する場合の本体住居・サテライト型住居の設備等の基準については、下表によることが考えられるが、どうか。

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下　※	1人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	―
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話可）	
居室の面積	収納設備を除き7．43㎡	

※　サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする（事業所の利用定員には含む）。

○　また、本体住居との密接な連携を確保する具体的な要件として、次のような点をどのように考えるか。

☆　本体住居とサテライト型住居の入居者が日常的に相互に交流を図ることができるよう、**一定の距離要件を設けることが必要**と考えられるが、どうか。

☆　本体住居の従業者が、サテライト型住居を定期的に巡回して支援することを踏まえれば、**１つの本体住居に対するサテライト型住居の設置か所数に一定の上限を設けることが必要**と考えられるが、どうか。

（２）人員配置基準に関する論点

○　グループホームについては、一定の範囲内の住居全体を事業所として指定するため、**人員配置基準についても、個々の住居ごとではなく事業所単位で適用**している。
このため、サテライト型住居を設置した場合であっても、**特段の人員配置基準の上乗せは不要**と考えるが、どうか。

（参考）グループホーム・ケアホームの事業所指定のイメージ

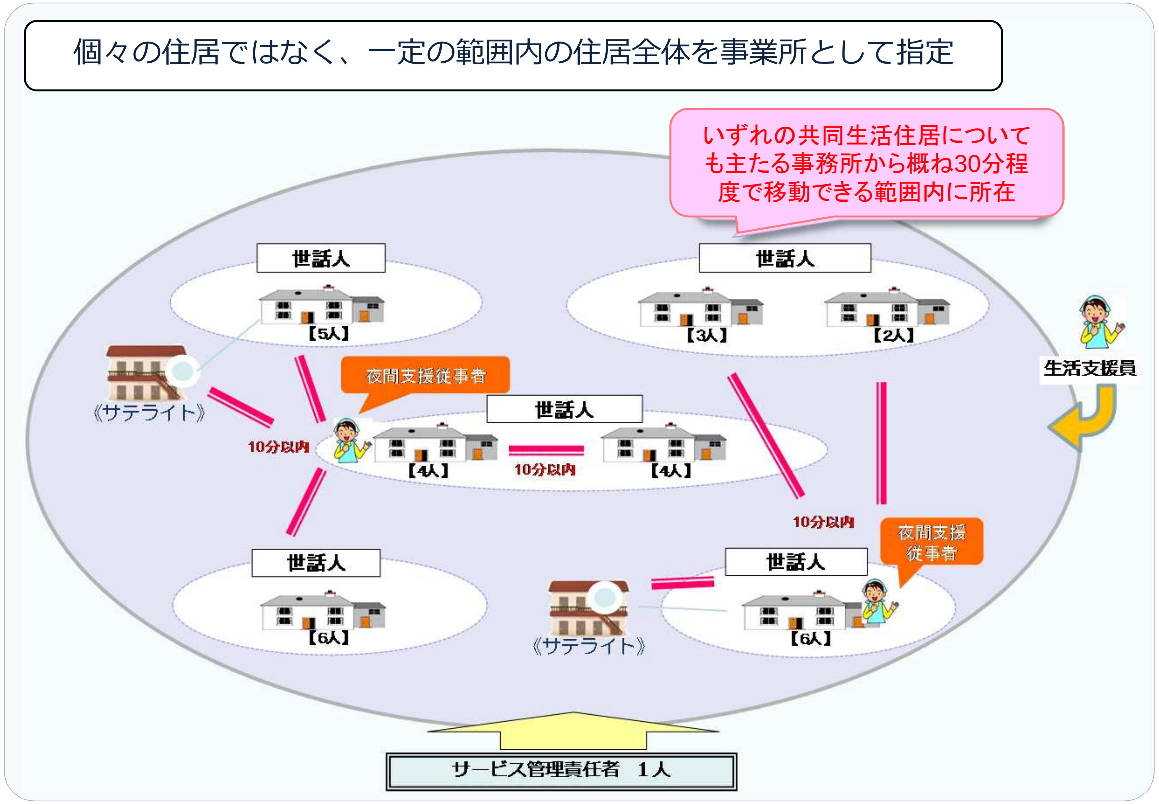

（３）運営基準に関する論点

○　サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、**本体住居の従業員による定期的な巡回等により支援を行う**ことが考えられるが、どうか。

○　この場合の「定期的な巡回等」とは、**原則として毎日の訪問を想定**しているが、訪問回数及び訪問時間等については、適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであることから、利用者の心身の状況等に応じて、**訪問を行わない日を設けるなど柔軟な設定を可能とすべき**と考えるが、どうか。

（４）サテライト型住居の報酬設定に関する論点

○　人員配置基準の上乗せを行わないため、**本体住居の基本報酬と同水準**とすることが考えられるが、どうか。